

令和7年度LINEを活用した教育相談 実施要項

1. 目的

近年、スマートフォンの普及に伴い若年層の多くがSNSをコミュニケーションの手段として用いており、電話やメールのみならずSNSを活用した相談体制の構築が求められている。そこで、いじめなど様々な悩みを子どもが直接相談しやすい環境を整え、子どもへの支援の充実を図るために、LINEを活用した教育相談を、府内の小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・支援学校に通学する児童生徒を対象に実施する。

2. 主催

大阪府教育センター

3. 実施内容

(1) 日程

通常相談日	令和7年4月11日（金）～令和8年3月18日（水）の 毎週日・月・火・水・木曜日 ※8月10日（日）～8月17日（日）、12月25日（木）～1月7日（水）を除く
特設相談日	春季休業明け：令和7年4月11日（金）・4月12日（土） 大型連休明け：令和7年5月9日（金）・5月10日（土） 夏季休業明け：令和7年8月22日（金）・8月23日（土）・8月29日（金）・8月30日（土） 令和7年9月5日（金）・9月6日（土） 冬季休業明け：令和8年1月9日（金）・1月10日（土）

(2) 時間

19時～22時（受付時間は21時30分まで。時間内に受信した相談は可能な範囲で対応）

(3) 場所

大阪府教育センターの指定する場所

(4) 対象

府内の小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・支援学校に通学する児童生徒

4. 実施方法

(1) 相談担当者

外部委託先の専門機関

(2) 児童生徒への周知

LINE相談窓口の二次元コードを印字した印刷物を作成し、配付を各校に依頼
（令和元年度から同一のアカウントを使用）

(3) 相談の流れ

- ・児童生徒はLINEアカウントを登録。相談日時・注意点を自動応答で受信し相談を開始
- ・相談の継続が必要であれば教育センター「すこやか教育相談」や「24時間子供SOSダイヤル」等、他の相談機関を紹介

(4) 緊急事案の対応

府教育庁関係課、府子ども家庭センター、大阪府警察本部等へ連絡・対応依頼・情報提供等を行い、連携を図る。